



兵庫県阪神南県民センター
(西宮土木事務所)

県道通行止めのお知らせと迂回のお願い

平素は兵庫県行政にご理解、ご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、昨年9月の台風21号の影響で船舶が衝突したことにより、県道芦屋鳴尾浜線鳴尾橋の橋桁が損傷しました。

これにより現在、県道芦屋鳴尾浜線の西宮市甲子園浜1丁目から鳴尾浜1丁目の間(延長約1.3km)は東行一方通行となっています。

この度、本復旧のための橋桁の架け替え工事を行うため、下記のとおり全面通行止めを行います。

通行止め期間中は、国道43号、国道2号への迂回していただきますよう、ご協力をお願いします。

一日も早い復旧に努めて参りますので、ご理解、ご協力の程、よろしくお願ひします。

記

通行止め期間：令和元年6月17日(月)午前0時～9月末まで*

(※強風悪天候により、日程を変更する場合があります。)

通行止め区間：一般県道芦屋鳴尾浜線鳴尾橋(阪神高速湾岸線側道)

(西宮市甲子園浜1丁目～鳴尾浜1丁目 延長約1.3km)

以上

お問合せ先

兵庫県阪神南県民センター
西宮土木事務所 道路第2課
TEL 0798-39-6147



県道

573

一般県道芦屋鳴尾浜線 (阪神高速湾岸線側道) 鳴尾橋 架替え工事に伴う通行止めのお知らせ

**通行止
期間**

令和元年
6月17日(月)
午前0時



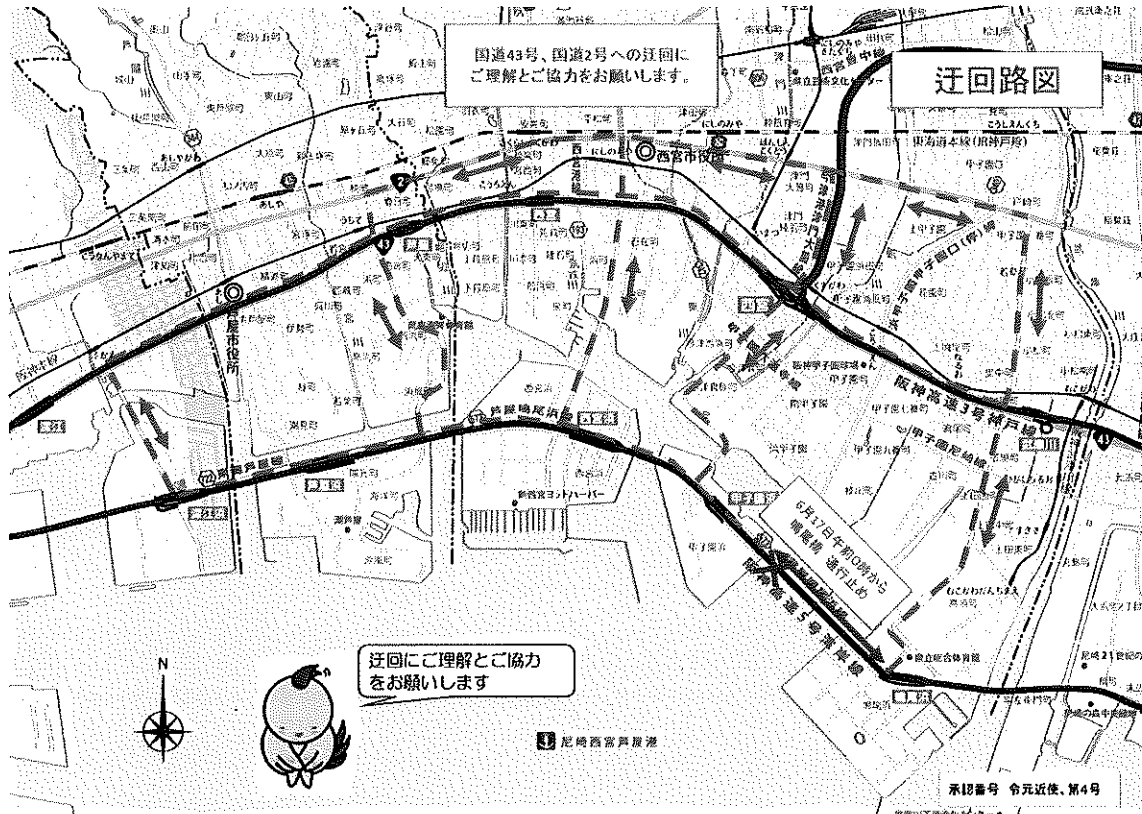
9月末まで*

※強風等悪天候の場合、日程を変更する場合があります。

通行止区間: 西宮市甲子園浜1丁目~鳴尾浜1丁目(延長1.3km)
県道芦屋鳴尾浜線鳴尾橋(阪神高速湾岸線側道)

迂回をお願い

国道43号・国道2号への迂回をお願いします。
皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



■お問い合わせ先
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所 道路第2課
TEL: 0798-39-6147